

韮崎市民交流センターニコリ
新型コロナウイルス感染拡大防止のための会議室等の利用基準等

一部変更

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月1日(月)から当面の間、「会議室利用規約」に優先して本利用基準等により運用させていただきます。

会議室等の利用は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を徹底させていただくため、STEP1からSTEP4までの4段階で順次、利用条件を拡大させていただきます。
なお、STEP3およびSTEP4の内容を以下のとおり変更させていただきます。

STEP1の開始は、6月1日(月)からとします。

STEP2の開始は、6月16日(火)からとします。

STEP3では、利用可時間帯を午前9時～午後9時30分とします。

また、利用予約の受付時間は、午前9時～午後8時とします。

STEP3の開始は、7月16日(木)からとします。

STEP4では、音楽室1・2、音楽スタジオ1・2、屋内・屋外共用スペースの利用を可とします。

STEP4の開始は未定です。

STEP2以降で利用可となる会議室等には、下記利用基準の他、各室個別の利用基準を定めさせていただきます。

※別紙2をご参照願います。

各STEPの正式な開始日程が決まり次第、改めて総合受付、ホームページ等でお知らせいたします。

●**会議室等利用基準**

- ・利用可時間帯は午前9時～午後9時30分とします。
- ・各STEPで利用を可とする会議室等は別途定めるものといたします。
※別紙1をご参照願います。
- ・会議室等各室には、利用者1人当たりの専有面積が5㎡以上となるよう、利用上限人員を定めるものといたします。
※別紙1をご参照願います。
- ・1回の利用時間は、2時間を上限とします。
ただし、アートギャラリー1、2を除きます。
- ・会議室等の利用は会議室等毎に、次の利用までに1時間以上の間隔を空けるものとします。
※会議室等利用後には消毒を実施します。

令和2年7月10日

- ・会議室と会議室の接続は不可とします。
- ・会議室等の継続使用は、週1回かつ月2回を上限とします。
- ・激しい運動（例：ダンス等）、発声（例：合唱等）を内容とした利用は不可とします。
- ・和室会議室1の床の間、和室会議室2のステージは利用不可とします。
- ・利用者は、「会議室等ご利用時の感染防止対策」（別添）を遵守いただくようお願いいたします。
- ・利用時の代表者（責任者）は、「会議室等ご利用時の感染防止対策」の遵守を確認願います。

●既予約済会議室等の利用

6月1日(月)からSTEP1で利用可となる、会議室1～11および和室会議室1、2をご利用いただけます。

6月16日(火)からSTEP2で利用可となる、調理室、陶芸・工作室、市民活動支援室1、学習室2、多目的ホール、アートギャラリー1、2もご利用いただけます。

前記の会議室等利用基準による利用が条件となります。

[7月16日\(木\)からSTEP3での会議室等利用基準でご利用いただけます。](#)

前記の会議室等利用基準を満たさない場合は、既予約済であっても、変更あるいは取消をしていただきます。

●会議室等の利用予約

6月1日(月)から各STEPで利用可とする会議室等の利用予約の受付を再開しました。

※対象となる会議室等は、別紙1をご参照願います。

受付可能期間は規約どおり、6か月先まで可とします。

利用予約の受付時間は、午前9時～[午後8時](#)とします。

ご注意!

6月1日(月)からSTEP1で利用可となる、会議室1～11および和室会議室1、2の利用予約の受付を開始しました。

6月16日(火)から会議室、和室会議室に加えて、STEP2で利用可となる、調理室、陶芸・工作室、市民活動支援室1、学習室2、多目的ホール、アートギャラリー1、2の利用予約の受付を開始しました。

[7月16日\(木\)からSTEP3での会議室等利用基準での利用予約の受付を開始します。](#)

●取消・変更

「新型コロナウイルス感染拡大」を理由とする取消は、利用料金の全額を返金します。

「新型コロナウイルス感染拡大」を理由とする変更により利用料金に返金すべき差額金が生じた場合は、差額金全額を返金します。

会議室等ご利用者様

令和2年7月10日

●その他

本利用基準等は、変更する場合がありますので、予めご了承ください。

変更する場合は、その都度、総合受付、ホームページ等でお知らせいたします。

以 上